

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 号
件 名	新潟市民病院のカルテの取り扱いを適正に行うことについて
要 旨	<p>昨年7月にカルテの開示請求を行ったところ、開示されたカルテには「造影剤検査について説明し、同意書を得られた。」と記載されていましたが、医師の説明書、患者の同意書は作成されていないということが複数見られました。また、主治医、担当医、執刀医、助手等の記載欄に記載されている医師の氏名が、その都度違って記載されていました。</p> <p>開示された2カ月後に、カルテの開示漏れがあったとしました。開示漏れの理由は、説明の都度違っており、定かではないですが、「平成19年の開業から、昨年まで、カルテ開示の担当職員の全員がシステムの知識が不足していたため」としました。平成19年からのカルテの開示請求者に、カルテの開示漏れがあったことすら通知せず、何の対応も令和元年7月までとっていません。</p> <p>カルテの管理について、情報開示を求めましたが、カルテの管理に関して定めた文書はないとして、令和元年7月現在、開示していません。市民病院管理課は、「カルテを見られないので、カルテの質問に答えられない。」と回答していましたが、実際は、市民病院管理課で必要なカルテを管理、保管しています。</p> <p>以上のことから、次のことについて陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カルテには事実を記載すること。 2 カルテの開示に際しては、システムを熟知し、開示漏れがないか、点検すること。 3 カルテの管理を徹底すること。
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 市民厚生常任委員会) 第3項</p>
受 理	令和元年8月30日 第277号